

## 適応指導教室の設置・運営に関する山梨県教育委員会の支援を求める意見書

適応指導教室の設置については、平成4年9月24日付け文部省初等中等教育局長通知「登校拒否問題への対応について」に基づき、県において設置を進め充実させてきた。その後、平成15年5月16日付け文部科学省初等中等教育局長通知「不登校への対応の在り方について」に基づき、市町村に対して設置を働きかけてきた事も承知しております。

平成27年度の学校基本調査によると、不登校児童・生徒は、全国の小中学生12万3000人と増加傾向にあり、小学生は約255人に1人、中学生は約36人に1人の割合です。何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にある児童・生徒は確実に増えてしまっています。

平成24年度、山梨県が実施した行政評価アドバイザー会議の評価では、未設置の市町村もまだまだ多く、すでに設置された教室でも、県と比較して指導体制や内容が必ずしも十分とはいえないという評価をしている通り、その子ども達を高校に進学させ、社会的に自立させるという役割を担う指導員の果たす役割は大きく、その技術、能力は専門的であり、各自治体による指導体制の構築は、困難が予測されます。

そのような中、平成28年11月山梨県教育委員会教育長「県の適応指導教室の廃止に伴う対応について」により、こすもす教室を廃止する通知が関係自治体に発出されました。

義務教育は、国民として必要な基礎的資質を培うものであり、憲法上の国民の権利、義務にかかわるものであって、国は、地方公共団体とともに義務教育にかかる費用を無償にし、国民の教育を受ける権利を保障する義務を負っています。県内の適応指導教室の偏在が存在する状況の中、予算面、運営面での支援の制度もないまま、県による適応指導教室の突然の廃止は、子どもたちの居場所がなくなる可能性も否定できません。

よって国、並びに県におかれては、地方教育行政の実情を認識され、すべての子ども達が、進んで学ぶ意欲を持ち、自立に至るまで切れ目のない適切な指導がなされるよう、下記の措置が講じられるよう要請します。

### 記

1. 県内自治体の適応指導教室の整備の目途が立つまでの経過措置を設けること
1. 県内の適応指導教室の実態調査をすること
1. 適応指導教室の指導員・施設の充実・確保についての指針を示し、予

算面、運営面において市町村の支援をすること

1. 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む教育予算の拡充を国に対し求めること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月3日

大月市議会  
議長山田善一

山梨県知事 後藤 齋 殿  
山梨県教育委員会教育長 守屋 守 殿